


所管部課		福祉部 障害福祉課		部長	田口 茂夫			
件名		東大和市障害者地域生活支援事業規則の一部を改正する規則 について			区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則							
	部課機関							
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 障害者地域生活支援事業のうち、移動支援事業について費用基準額の改定等を行うとともに、日常生活用具の対象者の規定等を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援事業の費用基準額の改正及びグループ支援の追加 ・日常生活用具のうち、ポータブルレコーダー・時計・紙おむつの対象者の規定、視覚障害者用拡大読書器の性能の規定の改正 ・その他、文言整理 <p>(3) 施行日 令和2年4月1日（文言整理の部分は公布の日）</p> <p>(4) 影響及び効果 移動支援事業の利用及び日常生活用具の給付を適切に行うことができる。</p>								
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 規則の案文については、文書課において審査済。</p>								
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>								
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>								
<p>5. 審議結果</p>								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。